

P1-P2 ごあいさつ

P3-P12 まち協が取り組む支援事業

集落の元気づくり支援事業 P3-P4

地域づくり団体等支援事業 P5-P6
『若者チャレンジ100%支援事業』

申請方法 P7-P8

運用基準 P9-P10

未来へつなぐ活動支援事業 P11-P12



まち協の支援事業は
集落や地域づくり団体等
主体的な取組を
応援する制度です



P13-P14 まち協の活動紹介

**その他の
地域づくり
活動支援**
P13

- 「元気づくり大賞」
- 地域産物流通促進事業
- 地域活性化コーディネート業務
- 地域の担い手育成支援事業
- 備品の貸出

**まちづくり
協議会の
主な活動**
P14

- 行事カレンダーの発行
- 委員実践活動
- まちづくり通信の発行
- 地域づくり楽習会の開催
- 百姓やってみ隊

Facebook



HP



さんぽく地域づくりサポート手帖





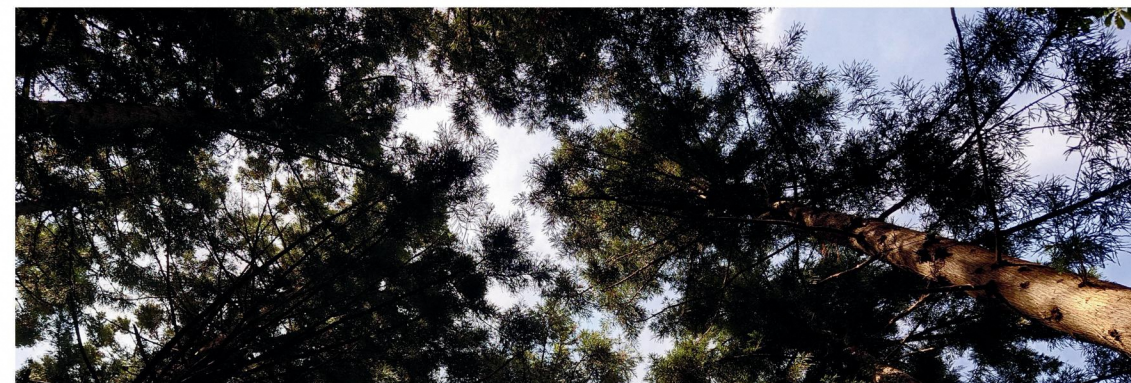
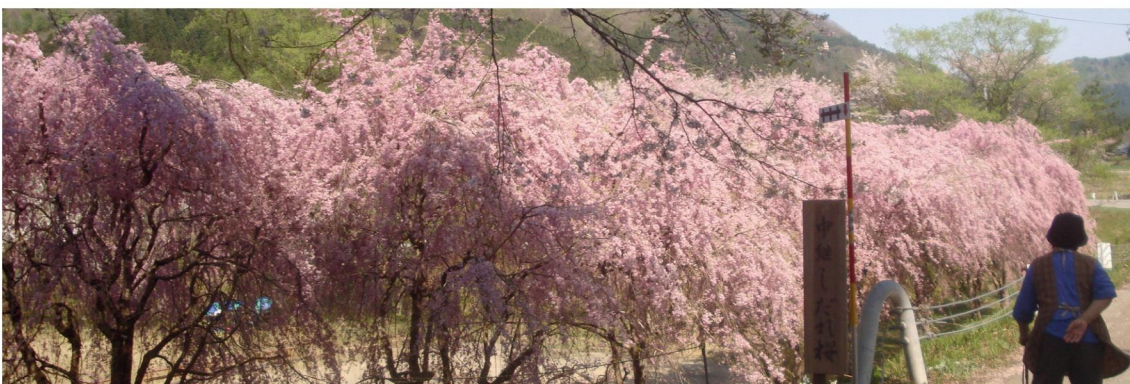
ごあいさつ

持続可能なまちづくり協議会をめざして

まちづくり協議会という新たな地域づくりの種が蒔かれたのは平成24年3月でした。数多くの諸先輩方のたゆまざる努力と地域の皆さん一人ひとりのご参画によってここまで育てていただきました。

これからも“住民の手による住民のための地域づくり”を基本に据えながら、地域づくりの花を大きく開かせることのできるよう一緒に取り組んでいきましょう。

山北地区まちづくり協議会長 板垣純一

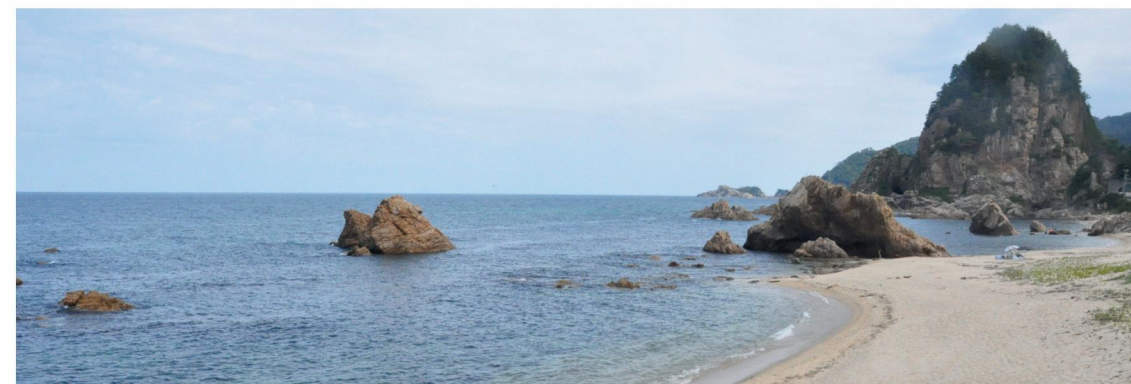


私たち山北の地域づくりは「山北町観光開発基本計画（平成元年3月策定）」の“48集落の日常生活が光り輝く地域づくり”を基本理念としています。

そして、山北地区まちづくり協議会の支援事業もこの理念を継承して進めてきました。

しかし、進行する人口減少、社会環境の変化に加え、協議会設立から10年以上が経過し、支援事業の内容にも新たな課題が見え始めていることからこのたび支援事業全体の見直しを行いました。

この冊子は新たにスタートする取組も含め、協議会の支援事業についてまとめたものです。





山北地区まちづくり協議会が取り組む支援事業

山北地区の豊かな自然や伝統文化、生業などの資源を活かした取組に対し各種助成金を交付しています。

集落の元気づくり支援事業とは？

集落が抱える課題解決に向けた活動や、住民のコミュニティを醸成する活動に取り組む集落に対し助成金を交付しています。

助成対象者

山北地区の集落・自治会・町内会

※複数集落での取組も可能です

どんな活動が対象となるの？

集落の課題解決 活性化及び住民交流	集落標示看板整備、登山道・遊歩道整備、 盆踊り、四季の祭り等 田植え・稲刈り体験会、かんじきトレッキングなど
地域教育及び 子育て支援	子育て講演会、子どもの居場所づくり、 通学・通園見守り事業など
健康及び 福祉の増進	集落の茶の間、健康づくり教室、スポーツ大会、 高齢者見守り活動など
防災及び防犯	避難経路整備、避難誘導看板設置、 避難所マップ作成など
伝統文化の継承	伝統芸能後継者育成、郷土料理教室、集落の歴史探 訪、名所・旧跡マップ作成、集落史の発行など
環境の保全 及び改善	ゴミ小屋整備、河川・海岸清掃、花壇整備、 花いっぱい運動など
産業振興	採れたて野菜市、特産品の試作など
人材の育成	子ども交流会・子ども祭り、伝統行事参画、 研修会への派遣など



対象となる経費、助成率などについては、
P9-P10

運用基準をご覧ください。

脇川集落

高齢者福祉及び住民交流

脇茶の間



出前講座の活用や集落の
歴史講話、ギター演奏会、
脳トレなどを取り入れて
月1回活動

駅前通自治会

環境の保全及び改善

環境美化事業



府屋駅舎前の
空き地を花壇に

大代集落

環境の保全及び改善

大代集落環境整備事業



老朽化した
看板の
建替え

寝屋・鵜泊集落

集落の活性化及び住民交流

寝屋鵜泊の夏祭りイベント



屋台や野外カラオケなどで帰省者を含め交流

対象事業の区分と助成率

ソフト事業	助成率 10分の7 以内	住民が主体的に行う事業で、住民の融和や活性化のための 取組など、基本的に工事を伴わない事業
		原材料を調達し、住民の手づくりで行う事業
ハード事業	助成率 10分の5 以内	設備等の設置など、基本的に専門業者による工事を伴う事業
		事業実施のために必要な機械器具、備品の整備 (レンタル対応できないもの)

地域づくり団体等支援事業とは？

地域が抱える課題解決に向けた活動や、住民のコミュニティを醸成する活動に取り組む山北地区の団体及び個人に対し助成金を交付しています。

助成対象者

山北地区に活動拠点を置き、
山北地区の活性化を目的に活動を行う団体及び個人

どんな活動が対象となるの？

地域の課題解決
地域活性化が期待
できるもの

- 【地域の情報発信】
出羽街道・笹川流れ等の名所マップ、観光パンフレット発行、WEBを活用した地域情報の発信など
- 【関係人口にかかわる取組】
地域資源に触れるツアーやイベントの開催、
田舎暮らし体験、農林水産業を活かした交流事業など
- 【地域資源や景観の保全、活性化の取組】
出羽街道・笹川流れ等のサイン整備、清掃活動など

人材の育成に
寄与するもの

- 【地域づくり関連】
各種研修会や講演会の開催など
- 【地域の子ども育成】
交流会(国際交流)、芸術・文化の振興、郷土料理づくりなど
- 【小中学校と連携した人材育成】
子ども提案給食、地域住民を指導者とした生業体験など

勝和会

地域資源や景観保全、活性化の取組
勝木花火大会



花火大会、夜店の開催

越沢集落買い物友の会

地域の課題解決
マイバックでおでかけ



買い物支援と軽スポーツ

日本国を愛する会

活性化及び住民交流
日本国山開き



日本国山頂でみそ汁のふるまい、小俣宿で日本国太鼓演奏・特産品販売など

山北フードツーリズム委員会

地域資源魅力発信、活性化の取組
笹川流れハーバーマーケット



貝のつかみ取り、フリーバーベキュー、大漁旗船披露、キッチンカー出店など

対象事業の区分と助成率

ソフト事業	助成率 10分の7 以内	地域の融和や活性化のための取組など、 基本的に工事を伴わない事業
		原材料を調達し、 住民の手づくりで行う事業
ハード事業	助成率 10分の5 以内	設備等の設置など、 基本的に専門業者による工事を伴う事業
		事業実施のために必要な機械器具、 備品の整備（レンタル対応できないもの）

若者チャレンジ
100%
支援事業

10分の10
以内

山北地区内に居住
する高校生～39歳
までが行う事業

高校生から39歳までの
若者の"やってみたい"を応援します！

若者チャレンジ
100%の支援事業

※3人以上で構成員の7割以上が対象年齢であること
※支援限度額は200,000円

対象経費の
実費支援

支援期間は
2年

申請方法は、
地域づくり団
体等支援事業
と同じです。

「集落の元気づくり支援事業」と「地域づくり団体等支援事業」の申請方法

(両支援事業とも同じ手順です)

申請に必要な書類は、前年12月末までに集落や団体等に配布します。
翌2月末までに計画書を作成し、必要書類を提出してください。
※新規又は年度途中での申請などは事前に事務局へお問い合わせください。

申請から
助成金交付までの
流れ

1. 交付申請 必要書類を提出します。

申請者

提出

- ①助成金交付申請書 書式あり
- ②実施計画書 書式あり
- ③見積書等

2月末まで

2. まちづくり協議会から助成金交付予定額通知書を送付します。

3月末

まち協
⇒通知

「交付額決定」
交付予定額通知書がお手元に届いたら、
4月以降に事業を実施してください。

3. 実績報告 終わったら、速やかに報告書を提出します。

申請者

提出

- ④実績報告書 書式あり
- ⑤領収書等の写し
- ⑥事業実績のわかる写真

※写真のデータがあれば併せて提出してください。

4. まちづくり協議会から助成金交付額確定通知書を送付します。

まち協
⇒通知

「交付額確定」
交付額確定通知書がお手元に届きましたら、
交付予定日に来庁ください。助成金をお渡しします。
※助成金の口座振込も可能です。



集落の元気づくり
支援事業



地域づくり団体等
支援事業

2 実施計画書

別紙1 (様式第1号 添付書類)

集落の元気づくり支援事業 実施計画書

集落・団体等名 ○○○集落

1 取り組みの概要

① 事業名	○○集落 避難誘導看板整備事業
② 事業主体	○○集落
③ 事業の目的	地震、津波等の災害時のスムーズな住民避難
④ 事業の内容	・集落の指定避難場所の表示看板設置 ・避難場所への誘導看板の設置
⑤ 対象者	集落の全住民
⑥ 事業の実施方法 (維持管理等)	看板製作を業者発注 設置及び管理を集落住民で行う
⑦ 協議会・行政への 協力依頼事項	協議会：特になし 行政：特になし
⑧ 事業(活動)の スケジュール等	(開始) 平成○○年7月上旬 ～ (終了) 平成○○年7月下旬 7月上旬 看板設置場所の選定・表示内容の協議 7月下旬 看板設置箇所所有者への承諾依頼 8月上旬 看板の発注 8月下旬 看板の完成・確認 9月上旬 看板の設置・住民への周知 避難誘導訓練の実施

設置作業等を住民参加の手づくりで行う場合は休憩時の飲物等も対象経費となります。(アルコール類は除く。)ただし、全て業者等への発注の場合は対象となりません。

⑨ 期待される効果

集落ぐるみで災害時の避難誘導がスムーズになる。

⑩ 許可・届出の要否

・許可・届出なし
・道路占用許可あり

⑪ その他特記事項

特になし

⑫ その他特記事項

※事業評価の基準となりますので、必ず記入してください。

(1)事業のマンネリ化を防ぐ工夫と結果
・事業に関わる人が増える工夫と結果
・集落放送で呼びかけた結果、大勢の参加があった
(2)自主財源を確保する工夫と結果
・各世帯から負担金をお願いした結果、集落からの持出しが少なく済んだ

4 実績報告書

様式第3号 (第8条関係)

集落の元気づくり支援事業 実績報告書

平成○○年○○月○○日

山北地区まちづくり協議会会長 様

集落・団体等名 ○○○集落
代表氏名 総代 ○○ ○○

下記のとおり、集落の元気づくり支援事業を実施したので、実績を報告します。

① 事業名	○○集落 避難場所誘導看板整備事業
② 実施期間	(開始) 平成○○年○○月○○日 ～ (終了) 平成○○年○○月○○日
③ 実施結果	・集落内参加者等 20人 / 集落外参加者等 人 / 計 20人 集落の指定避難場所への誘導看板〇基を制作、設置した 制作は集落内業者に依頼、設置を集落住民で行った
④ 取組の効果	集落ぐるみで防災意識の啓発につながった 有事の際の避難誘導が容易になり、安心・安全な集落になった
⑤ 課題・問題点	特になし
⑥ その他特記事項 ※事業評価の基準となりますので、必ず記入してください	(1)事業のマンネリ化を防ぐ工夫と結果 ・事業に関わる人が増える工夫と結果 ・集落放送で呼びかけた結果、大勢の参加があった (2)自主財源を確保する工夫と結果 ・各世帯から負担金をお願いした結果、集落からの持出しが少なく済んだ

●添付資料：①領収書の写し・②実績の分かる写真等・③その他

2 事業の収支予算 (収入)

項目	予算額	
まちづくり協議会からの助成金	152,000	300,000円×3,000円×
自己資金	151,000	
集落繰出金	31,000	集落事業費
世帯負担	120,000	各戸負担金
計	303,000	

支出)

項目	予算額		
	対象経費	対象外経費	
看板制作費	300,000		・避難場所アルミ製5速
食糧費	3,000		看板設置作
計			

2 事業の収支 (収入)

項目
まちづくり協議会からの助成金
自己資金
集落一般会
各戸負担金
計

(支出)

項目
看板制作費
食糧費
計

※1事業の全体

ATTENTION

事業着手後の申請は
助成金の対象になりませんので
ご注意ください！



「集落の元気づくり支援事業」と「地域づくり団体等支援事業」の運用基準

集落の元気づくり支援事業の助成率と助成限度額

区分	ソフト事業	ハード事業
20世帯以下助成率	助成対象経費の10分の9以内	助成対象経費の10分の7以内
21世帯以上助成率	助成対象経費の10分の7以内	助成対象経費の10分の5以内
一集落あたり年間助成限度額	25万円以内 ※経過措置によりR7度は35万円。以降25万円になるまで毎年2万円を減額	15万円以内

- ★算出した額に1,000円未満の端数がある場合は切捨てます。
- ★新たに始めるソフト事業は初年度のみ助成対象経費の10分の10を助成します。
- ★ソフト事業の助成限度額に残がある場合に限り、その残額を流用し、ハード事業の限度額15万円に上乗せすることができます。
- ★表示の年間助成限度額はR12年度以降の金額になります。

地域づくり団体等支援事業（若者チャレンジ100%支援事業）の助成率と助成限度額

区分	ソフト事業	ハード事業
助成率	助成対象経費の10分の7以内	助成対象経費の10分の5以内
一団体あたり年間助成限度額	15万円以内 ※経過措置によりR7度は20万円。以降15万円になるまで毎年1万円を減額	

若者チャレンジ100%支援事業

助成率	助成対象経費の10分の10以内
一団体あたり年間助成限度額	20万円以内

- ★算出した額に1,000円未満の端数がある場合は切り捨てます。
- ★表示の年間助成限度額は若者チャレンジを除きR12年度以降の基準になります。

※不明な点がありましたら山北地区まちづくり協議会事務局までお問い合わせ下さい。



支援事業共通の対象経費一覧

報償費 ●講演会等を開催する場合の講師謝金
●事業実施協力者への謝金

旅費 ●講師等の交通費実費
●研修等へ要する旅費

食糧費 ●講師等の食事代
●作業休憩時のお茶・茶菓子代

消耗品費 ●事務用品・資料代
●資材・機材・燃料費等

印刷製本費 ●写真代、コピー代、印刷代
●看板・横断幕作成費等

修繕費 ●本事業で整備した施設・設備等の修繕に要する経費

通信運搬費 ●対象事業にかかる切手・宅配料等

保険料費 ●イベント保険、ボランティア保険

使用料・賃借費 ●施設使用料、機械器具・車輛借上料
●会場使用料

備品購入費 ●防災関係、伝統芸能保存、祭り等にかかる備品

施設整備費 ●集落のゴミ小屋、集落標示看板、掲示板等の整備・修繕

その他 ●上記以外で必要と認めるもの

人件費は基本的に対象外経費です。

イベントでの参加賞や抽選会の景品は対象外です。

※啓発・啓蒙、復興など、開催目的に合致した頒布品は協議により判断するものとします。

機械・器具・車両等の借り上げは、必要最低限を基準とします。

借用で対応可能なものは対象外です。

手続きは1度で完結

未来へつなぐ活動支援事業とは？

山北地区の集落等が地区内の豊かな自然や伝統文化、生業等を未来につなぐ地域コミュニティ活動を維持できるよう支援する取組です。

申請までの日程

4月下旬に山北地区まちづくり協議会定期総会にて申請書を配布します。

5月中旬までに申請書と関係資料を提出してください。

6月中に「未来へつなぐ活動支援事業」助成金を交付します。

具体的な対象となる活動

1。集落・自治会・町内会で行う活動

草刈り、河川・海岸清掃等の環境美化活動、
賽の神や地域の祭礼など

2。集落公民館で行う活動

運動会や軽スポーツ、盆踊り、
収穫祭、しめ縄づくり、
芋煮会、料理講習会など

※対象とならない事業

他組織から助成を受けている事業（地域の茶間、敬老会、河川・海岸清掃等）
特定の個人や団体が主催する事業など

申請書

未来へつなぐ活動支援事業
助成金交付申請書 兼 実績報告書

と

関係資料

集落等の総会資料等
事業実施の実績がわかる資料
集落公民館の役員会資料等
事業実施の実績がわかる資料
※集落公民館がある場合のみ提出

提出書類

様式第1号（第5条関係）

未来へつなぐ活動支援事業 助成金交付申請書 兼 実績報告書

令和 年 月 日

山北地区まちづくり協議会会長 様

集落等名
代表氏名

令和6年度において下記のとおり事業を実施したので、令和7年度分の助成金の交付を申請します。
兼ねて助成金の実績報告とします。

記

1 申請金額 金額は未記入で 円

2 添付書類
(1) 集落等の事業実施の実績がわかる資料（総会資料等）
(2) 集落公民館がある場合、集落公民館の事業実施の実績がわかる資料（役員会資料等）
(3) その他参考となる資料（ ）

助成対象の種類と助成金額

助 成 対 象		助 成 の 基 準 と 金 額		
集落・自治会・町内会 の対象要件		前年度に事業を実施している	一律	① 10,000円
集落公民館の 対象要件	均等割	前年度に事業を実施している	一律	② 40,000円
	世帯割	集落公民館の組織を維持している	一世帯	100円
	事業加算	前年度に事業を実施している	一事業	2,000円
	子ども会等※ 活動支援	子ども会等の組織を維持している	一人あたり	③ 1,000円

※子ども会活動支援は、子供の人数10人未満は10,000円を助成

例えば...

①集落世帯数（50世帯）
前年度2事業：賽の神、草刈り

②公民館活動
前年度1事業：収穫祭

③子ども会（6人）

活動の確認ができれば、
一律で交付

①集落支援：10,000円

②公民館支援：均等割 40,000円
+ 世帯割 5,000円
+ 事業加算 2,000円

③子ども会支援：10,000円 ← 子どもが10人未満なので10,000円

交付額は＝ 67,000円 になります。



その他の
地域づくり
活動支援



「元気づくり大賞」創設

頑張った集落や団体等を
地域づくり楽習会で表彰します。

地域の担い手育成事業

小中学校を対象とした生業の継承、
伝統文化・伝統食の継承、自然・歴
史の継承を目的として、地域住民が
指導などで関わる担い手事業を山北
地区学校運営協議会と連携して支援
しています。

伝統料理体験／山菜取り体験／日本
国太鼓体験／花いっぱい運動など



買い物困難者支援事業 (買い物ツアー)

他団体と連携して買い物ツアー「お
でかけさんぽぽ」を集落や地区単位
で開催しています。買い物だけでなく
健康管理や集いの場を意識した、
ボッチャやモルック、ストレッチ体
操など参加者で楽
しめる時間も取
入れています。



備品の貸出

発電機やテント、テーブ
ルに椅子、アンプセット
などイベントに必須な備
品や、たこ焼き器、ピザ
窯、かき氷機などイベ
ントを盛り上げる機材を揃
えています。

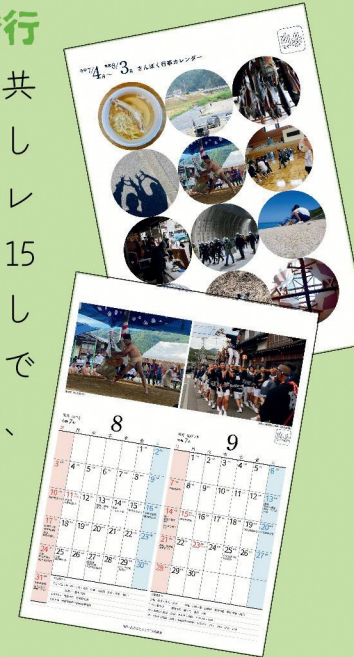


地域産物流通促進事業

地域物産の販売と国道7
号線の遊休地の利活用を
目的に始まった「軽トラ
市」近年はキッチンカー
の参加など新たな賑わい
もみせています。

行事カレンダーの発行

集落活動等の情報を共
有することを目的とし
た「さんぽく行事カレ
ンダー」は、毎年3月15
日に発行し全戸配布し
ています。一部500円で
購入も可能ですので、
ご利用ください。



まちづくり通信の 発行

設立以来、年2～3回の
ペースで「まちづくり
通信」を発行していま
す。内容は支援事業の
紹介やまち協の活動報
告、まちづくりに関わ
る話題の提供など。有
料広告掲載も始めまし
たので関心ある方は問
い合わせください。



百姓やってみ隊

さんぽくの暮らしをコ
ンセプトに体験交流型の
活動を続けています。6月～12月ま
での間、農作業と生業体験で山北の
魅力を体感してもらいます。



まちづくり
協議会の
主な活動



委員実践活動

まちづくり協議会
委員・活動推進員
を中心に、“やってみ
たい”を実現しています。空地を小さ
な庭に変える「小さな庭づくり」、
山北地域の海中生態を冊子にする
「海の子プロジェクト」など新たな
取り組みを行っています。

地域づくり楽習会の開催

年に一度のまちづくり協議会活動報
告の場であり、山北地区の地域づく
りを考える楽習会。どなたでも参加
できます。毎年3月に開催して様々
なワークショップなどを行っています。
また学習会のほかにも地域づく
りを考え研修する場を
設けて学びを深めて
います。

